

規 則 名	理 由	要 旨
<p>奈良県立高等学校等職員 の人事評価に関する規則の 一部を改正する規則</p>	<p>講師を人事評価の対象に するため、所要の改正をし ようとするものである。</p>	<p>1 人事評価対象者の追加 自己申告評価の被評価者に講師を加える。 (第5条関係)</p> <p>2 施行期日 令和2年4月1日から施行する。 (改正附則関係)</p>

奈良県立高等学校等職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則（案）

奈良県立高等学校等職員の人事評価に関する規則（平成十八年三月奈良県教育委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第五項の表中「栄養教諭」の下に「講師」を加える。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

改正案	現行																								
<p>(自己申告評価)</p> <p>第五条 略</p> <p>2、4 略</p> <p>5 評価者は、次の表の上欄に掲げる被評価者の区分に応じ、第一次評価者にあつては中欄に掲げる者と、第二次評価者にあつては下欄に掲げる者とする。</p> <table border="1" data-bbox="205 696 745 1424"> <tr> <td data-bbox="205 696 392 842">被評価者</td> <td data-bbox="392 696 574 842">第一次評価者</td> <td data-bbox="574 696 745 842">第二次評価者</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="205 842 745 938">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="205 938 392 1328">主幹教諭、 教諭、養護 教諭、栄養 教諭、講師、 実習助手及 び寄宿舎指 導員</td> <td colspan="2" data-bbox="392 938 745 1328">略</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="205 1328 745 1424">略</td> </tr> </table>	被評価者	第一次評価者	第二次評価者	略			主幹教諭、 教諭、養護 教諭、栄養 教諭、講師、 実習助手及 び寄宿舎指 導員	略		略			<p>(自己申告評価)</p> <p>第五条 略</p> <p>2、4 略</p> <p>5 評価者は、次の表の上欄に掲げる被評価者の区分に応じ、第一次評価者にあつては中欄に掲げる者と、第二次評価者にあつては下欄に掲げる者とする。</p> <table border="1" data-bbox="828 696 1367 1424"> <tr> <td data-bbox="828 696 1015 842">被評価者</td> <td data-bbox="1015 696 1197 842">第一次評価者</td> <td data-bbox="1197 696 1367 842">第二次評価者</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="828 842 1367 938">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="828 938 1015 1328">主幹教諭、 教諭、養護 教諭、栄養 教諭、実習 助手及び寄 宿舎指導員</td> <td colspan="2" data-bbox="1015 938 1367 1328">略</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="828 1328 1367 1424">略</td> </tr> </table>	被評価者	第一次評価者	第二次評価者	略			主幹教諭、 教諭、養護 教諭、栄養 教諭、実習 助手及び寄 宿舎指導員	略		略		
被評価者	第一次評価者	第二次評価者																							
略																									
主幹教諭、 教諭、養護 教諭、栄養 教諭、講師、 実習助手及 び寄宿舎指 導員	略																								
略																									
被評価者	第一次評価者	第二次評価者																							
略																									
主幹教諭、 教諭、養護 教諭、栄養 教諭、実習 助手及び寄 宿舎指導員	略																								
略																									

規 則 名	理 由	要 旨
<p>奈良県県費負担教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則</p>	<p>講師を人事評価の対象にするため、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>1 人事評価対象者の追加 自己申告評価の被評価者に講師を加える。 (第5条関係)</p> <p>2 施行期日 令和2年4月1日から施行する。 (改正附則関係)</p>

奈良県県費負担教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則（案）

奈良県県費負担教職員の人事評価に関する規則（平成十八年三月奈良県教育委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第五項の表中「栄養教諭」の下に「講師」を加える。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

奈良県県費負担教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改正案	現行																								
<p>(自己申告評価)</p> <p>第五条 略</p> <p>2、4 略</p> <p>5 評価者は、次の表の上欄に掲げる被評価者の区分に応じ、第一次評価者にあつては中欄に掲げる者と、第二次評価者にあつては下欄に掲げる者とする。</p> <table border="1" data-bbox="204 696 746 1375"> <tr> <td data-bbox="204 696 389 840">被評価者</td> <td data-bbox="389 696 572 840">第一次評価者</td> <td data-bbox="572 696 746 840">第二次評価者</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="204 840 746 936">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="204 936 389 1279">主幹教諭、 教諭、養護 教諭、栄養 教諭、講師 及び事務職員</td> <td colspan="2" data-bbox="389 936 746 1279">略</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="204 1279 746 1375">略</td> </tr> </table>	被評価者	第一次評価者	第二次評価者	略			主幹教諭、 教諭、養護 教諭、栄養 教諭、講師 及び事務職員	略		略			<p>(自己申告評価)</p> <p>第五条 略</p> <p>2、4 略</p> <p>5 評価者は、次の表の上欄に掲げる被評価者の区分に応じ、第一次評価者にあつては中欄に掲げる者と、第二次評価者にあつては下欄に掲げる者とする。</p> <table border="1" data-bbox="825 696 1367 1375"> <tr> <td data-bbox="825 696 1010 840">被評価者</td> <td data-bbox="1010 696 1193 840">第一次評価者</td> <td data-bbox="1193 696 1367 840">第二次評価者</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="825 840 1367 936">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="825 936 1010 1279">主幹教諭、 教諭、養護 教諭、栄養 教諭及び事務職員</td> <td colspan="2" data-bbox="1010 936 1367 1279">略</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="825 1279 1367 1375">略</td> </tr> </table>	被評価者	第一次評価者	第二次評価者	略			主幹教諭、 教諭、養護 教諭、栄養 教諭及び事務職員	略		略		
被評価者	第一次評価者	第二次評価者																							
略																									
主幹教諭、 教諭、養護 教諭、栄養 教諭、講師 及び事務職員	略																								
略																									
被評価者	第一次評価者	第二次評価者																							
略																									
主幹教諭、 教諭、養護 教諭、栄養 教諭及び事務職員	略																								
略																									